

研究ノート

日本におけるミュージアム・アーカイブズの萌芽 —戦後草創期開館の美術館にみる—

Study on museum archives at the art museums in Japan:
through analyzing institutions established in the early post war period

渡邊 美喜
Miki Watanabe

キーワード

ミュージアム・アーカイブズ、組織アーカイブズ、美術館、アート・アーカイブズ
Museum Archives, Institutional Archives, Art Museum, Art Archives

近年日本でも、ミュージアム・アーカイブズに対する関心の高まりがみられるが、調査する主体、またその対象となる組織がともに、ミュージアム・アーカイブズについての認識が定か、かつ共通のものでなければ、成果が乏しくなる恐れがある。そのためアメリカ・アーキビスト協会策定のガイドラインに則り、アート・ミュージアム、すなわち美術館に焦点を絞り検証した。同時期に開館した機関の比較検討の結果、ミュージアム・アーカイブズの萌芽を確認した。現在の日本ではミュージアム・アーカイブズは未成熟であることから、図書室やミュージアムのウェブサイトがその一役を担う場面もある。現時点では無自覚と思われる利活用であるが、たまたま残っていたものがミュージアム・アーカイブズというのではなく、首尾一貫した判断基準をもち、記録管理を射程に収める必要がある。また利活用を可能とする環境整備には日本の法制度を理解、かつ遵守することが必要である。

Due to lack of mutual understating among museum archives in Japan, inquiries on museum archives would fail. This paper aims to study museum archives in Japan through an analysis of three art museums that started functioning almost simultaneously. In accordance with the Museum Archives Guidelines approved by the Society of American Archivists, we found that museum archives have been established in Japan, though on an ad hoc basis. Museum archives in Japan are currently not fully developed; for example, in some instances, the museum library and website imperfectly complement the archives. To improve museum archives in Japan and keep them in good order, we need to understand records management and Japan's legal framework.

1 はじめに

近年日本でも、ミュージアム・アーカイブズに対する関心の高まりがみられ、全国規模の調査がいくつか計画されている¹⁾。とはいえ、調査の目的意識が明確であり、調査する主体、またその対象となる組織がともに、ミュージアム・アーカイブズについての認識が定か、かつ共通のものでなければ、調査の成果が乏しいものになってしまう恐れがある。

ミュージアムと一口に言っても、守備範囲とするところは広汎である。日本博物館協会では博物館を総合、郷土、美術、歴史、自然史などに大別している²⁾。そこでアートを対象とするアート・ミュージアム、すなわち美術館に焦点を絞り、同時期に開館した機関の比較検討を通じ、共通してみられるミュージアム・アーカイブズの萌芽を探る。

まず、アート・アーカイブズの認識を確認し、本稿で用いるアーカイブズの定義を明示する。ミュージアム・アーカイブズを考えるにあたっては、アメリカ・アーキビスト協会が定めたガイドラインを紹介、日本の具体的事例を検討する際の参照軸に用いる。そして戦後草創期に相次いで開館した3つの美術館、すなわち神奈川県立近代美術館、ブリヂストン美術館、東京国立近代美術館を検証の対象とする。これら3美術館の活動から、無自覚であるかもしれないミュージアム・アーカイブズの活用事例を見出す。このように検証を重ねることにより、日本におけるミュージアム・アーカイブズの具体像の一端を明らかにし、意識的に活動する上での留意事項を考察する。

2 アートの世界におけるアーカイブズの認識と本稿で用いる定義

はじめにアートの世界にみられる、アーカイブズの多様な認識を確認する。

加治屋は現代美術のアーカイブズは世界的に注目が高いと評価し、それは研究と作品の

注に示したURLは全て2019年9月29日最終確認

1— 矢島國雄（明治大学）を中心とした科学研究費助成事業による調査が2016年度以来実施され、2019年3月には国際セミナーを開催、報告書が刊行された。博物館史の研究に有用となるアーカイブズへの関心から、全国500館に対しアンケート票を送付し、回答を得た館のうち7箇所ではヒヤリングを行っている。

『博物館学国際セミナー報告書「博物館アーカイブズの構築」』、明治大学、2019年

また全国美術館会議では、「美術関係アーカイブズ資料所在調査」が2019年度に実施の計画である。情報・資料研究部会の会合報告によると、美術館に存在していても死蔵されるなど、美術分野でのアーカイブズ整備が遅れているという問題意識のもと、2017年以来準備を進め、2019年3月には啓蒙活動ともなる研修を実施した。同年秋に調査票を送付し、回収、結果整理のうえ、二次調査の対象などの検討を図るという。

“情報・資料研究部会”、全国美術館会議、

http://www.zenbi.jp/data_list.php?g=11&d=4

二つはともにミュージアム・アーカイブズを対象としながらも、前者は組織、後者は収集アーカイブズとしての異なる側面に焦点を当てようとする意図が読みとれる。

2— <https://www.j-muse.or.jp/>

他に理工、動物園、水族館、植物園、動水植。

側面がある³⁾。作品としてのアーカイブズには、作品のオリジナリティ⁴⁾に対する批判を含むもの、またアーカイブズに触発され、調査過程で得た資料も合わせて展示する作品もある。さらには、権威としてのミュージアムを批判する作品形式としてのアーカイバル・アートがあり、ミュージアムの制度や規範を模倣する一方で、資料を作品よりも多く展示する。

谷口が指摘するところでは、アートの文脈で「アーカイブズ」という語を発した時には、高精細画像データによるデジタル・アーカイブズ、フーコーやデリダに代表される観念的なアーカイブズ思想、ハル・フォスターが著した「アーカイブ的衝動 (An Archival Impulse)」⁵⁾などを連想する者もある⁶⁾。話者、また受け取り手の間で理解がない場合には論点がずれてしまい、議論がかみ合わないことも多い。

なお本稿では断りのない限り、国際公文書館会議 (International Council on Archives : ICA、以下ICA) が提供する用語集⁷⁾にあるアーカイブズの定義

- 1 業務遂行の過程で個人又は組織により作成・収受されて蓄積され、並びにその持続的価値ゆえに保存された文書。
- 2 アーカイブズを保存し、閲覧利用できるようにする建物又は建物の一部。アーカイブズ保存所とも呼ばれる。
- 3 アーカイブズを選別、取得、保存、提供することに責任をもつ機関又はプログラム。アーカイブズ機関 (archival agency)、アーカイブズ制度、アーカイブズ事業とも言われる。

を使用する。

3—研究の具体例として、米国のアメリカ美術アーカイブズを挙げたほか、日本については4機関を例示したうえで、「組織的・能動的に収集を行う専門機関の設立が必要」と述べる。

加治屋健司「アート・アーカイヴ」、美術手帖編『これからの美術がわかるキーワード100』、美術出版社、2019年、76頁

4—近代芸術に特有の、かつ主要な価値のひとつ。個人の制作物をそのほかの類似品から区別する真性性〔真正性〕を重視し、芸術家の制作を自律的で根源的な意味性の発生源、すなわち価値の源泉であるとする考え方。

沢山遼、「オリジナリティ」、Artwords (アートワード)、

<https://artscape.jp/artword/index.php/%E3%82%AA%E3%83%AA%E3%82%B8%E3%83%8A%E3%83%AA%E3%83%86%E3%82%A3>

5—2004年、雑誌*October*に発表され、日本語訳は現在、以下で公開される。

ハル・フォスター、中野勉訳「アーカイブの衝動」、『金沢21世紀美術館研究紀要』6号、2016年、32-48頁

<https://www.kanazawa21.jp/tmpImages/videoFiles/file-52-7-file-5.pdf>

6—谷口英理「収集アーカイブズと戦後美術関係資料—日本の美術館の現状をめぐって—」、『REAR』39号、2017年、41頁

同号は「アーカイヴは可能か?」を特集とし、インタビュー、論考など16本が掲載される。ここでもアーカイブズの認識はさまざまである。

7—“Multilingual Archival Terminology”、International Council on Archives、

<http://www.ciscra.org/mat/mat/termlist/1/Japanese>

3 ミュージアム・アーカイブズの定義とその類型

ミュージアム・アーカイブズを検証するにあたり、アメリカ・アーキビスト協会（Society of American Archivists：SAA、以下SAA）が策定したミュージアム・アーカイブズ・ガイドライン（以下、ガイドライン）を参照する。それに先立ち、ガイドラインの成立経緯を追う⁸⁾。

現在SAAには、ミュージアム・アーカイブズに特化したセクションがある⁹⁾。そのはじまりは1979年、アメリカ美術アーカイブズ（American Art Archives：AAA、以下AAA）が主導した、メリーランド州にあるベルモント・コンファレンス・センターでの会合とされる。

AAA¹⁰⁾は1954年に、デトロイト美術館の附属機関として設立された。アメリカの美術史研究への貢献を目的として、マイクロフィルム化した一次資料の貸借を始め、1950年代の末にはオーラル・ヒストリーのプロジェクトに着手するなど、先駆的な活動を行う。1970年にAAAはスミソニアン機構の一組織となっており、技術的かつ財政的にも強力な支援を得ることとなる。会合開催の契機となったのは、資料のマイクロフィルム化や記録の管理についてAAAに照会が多く寄せられていたためである。またその頃には、ミュージアムで働く相当数のアーキビストや歴史家がおおり、アメリカ、カナダから20人を超えるアーキビストと司書が一堂に会する場を設けたのである。開催趣旨は「問題に関しそれぞれの知識を互いに広げ合う」ことにあり、その成果のもと、SAAはミュージアム・アーカイブズに関するタスクフォースを1981年に設置した。1986年には年1度公開討論の場となるラウンドテーブルへと発展し、同年より定期刊行物『Museum Archivist』の刊行を始める。さらには1990年にセクションとなり、現在SAAに47あるうちの一つである。ミュージアム・アーカイブズに関する入門書を刊行し、版を重ねている¹¹⁾。

1979年の会合以来の懸案事項であり、2003年SAA評議会によって承認されたガイドラインは序文に加え、以下の11章によって構成される¹²⁾。

8—以下を参照し記述する。Ann Marie Przybyla, 'The Museum Archives Movement', Deborah Wythe, ed., *Museum Archives: An Introduction*, 2nd ed., Society of American Archivists, 2004, pp. 3-8

9—"Museum Archives Section", Society of American Archivists,
<https://www2.archivists.org/groups/museum-archives-section>

10—<https://www.aaa.si.edu/>
2016年、同機関の活動について公開講演会が東京で開催された。

“アーカイブズ・オブ・アメリカンアート（AAA）のすべて”、東京国立近代美術館、
<https://www.momat.go.jp/am/library/aaa20160618/>

11—ウィリアムA.ダイス（William A. Deiss）による1984年刊行の初版につづき、2004年にデボラ・ワイス（Deborah Wythe）編集によるものが刊行され、後者は邦訳刊行が計画される。

12—"Museum Archives Guidelines", Society of American Archivists,
<https://www2.archivists.org/groups/museum-archives-section/museum-archives-guidelines>
ガイドラインはSAA評議会で2003年に承認されたが、原案が1998年に策定されて以来20年以上が過ぎようとしていることから、現在ミュージアム・アーカイブズ・セクションでの見直しが検討されている。

Rachel Chatalbash and Megan Schwenke, 'Report from the Standards and Best Practices Working

定義と範囲 使命声明書 アーカイブズの地位 専門職としてのアーキビスト
 ミュージアムの記録と個人文書 収集資料のための受入方針 ミュージアムの記録の
 リテンションについての基準 現用記録 場所と条件 記録の編成、記述、保存 ア
 クセス

同ガイドラインでは、ミュージアム・アーカイブズを以下のように定義する。

ミュージアムのアーカイブズは、管理、法定、財政、研究といった観点において、長期的かつ永久に価値をもつ非現用の記録を認定、保存、そして管理する。記録はいかなる形式でも存在し、紙、電子、写真、磁気的な媒体といったものが含まれるが、それらに限定されない。

加えて3つの類型を示す。

- a 組織の記録、とくに運営に関するあらゆる階層におけるもの。たとえば、往復文書、覚え書き、議事録、財務記録、報告書、助成金の記録、部門別のファイル、建築図面、記録写真とそのネガ、フィルム、音声やビデオのテープ、ミュージアムによって作成された刊行物。
- b コレクションにまつわる記録、たとえばモノ資料あるいは標本についてのファイルや展覧会や展示の記録。これらはアーカイブズに保管されるか、あるいは現用であるならば、キュレーター、レジストラ¹³⁾、あるいはコレクション管理の執務室にある。
- c 取得した資料、たとえば個人や外部の組織による文書であり、ミュージアムにとって特に関心のある主題領域（すなわち、科学、人類学、自然史、美術、歴史）との関連性を通じて、ミュージアムのミッション（使命）を推進し、ミュージアムのコレクションや展示プログラムに価値を増すもの。

上述のICAによるアーカイブズの定義と比べると、ガイドラインで例示されるものは文書にとどまらない(図1参照)。SAA刊行のミュージアム・アーカイブズの入門書では「アーカイブズコレクションの管理」(Managing Archival Collections)というセクションで、写真、視聴覚資料、建築記録、モノ資料、現場記録などに個別に章を設けている¹⁴⁾。同書

Group', *Museum Archivist: Newsletter of the Museum Archives Section*, Volume 29, Issue 2, p. 5.
https://www2.archivists.org/sites/all/files/MAS_NewsletterSummer2019.pdf

13—ミュージアムで働く専門職の一つで、展示や貸出に伴う移動など作品に関わる情報を管理する。日本では学芸員と呼ばれる職種があるが、欧米でいうようなキュレーター、レジストラ、エデュケーターといった専門分化はされていない。

14—Deborah Wythe, ed., *Museum Archives: An Introduction*, 2nd ed., Society of American Archivists, 2004

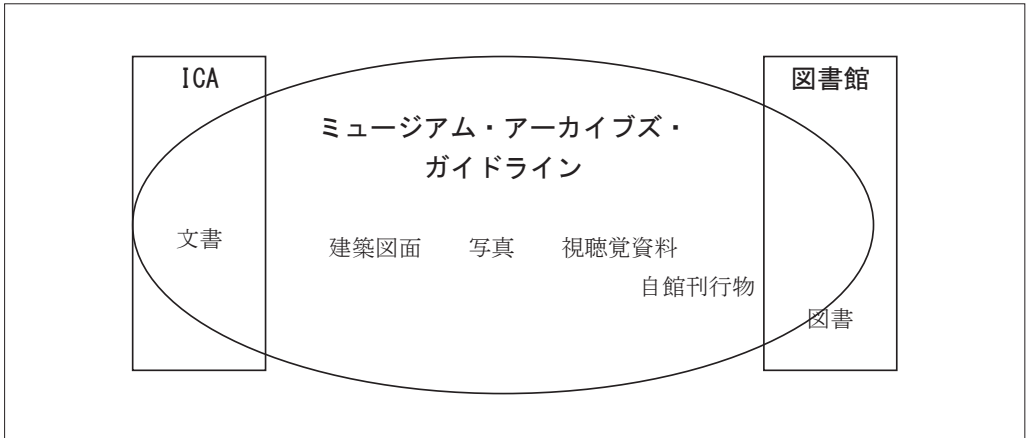


図1 — ICAならびにミュージアム・アーカイブズ・ガイドラインが示すアーカイブズの範囲

の構成から、ミュージアム・アーカイブズが管理する資料の多様性が分かる。

SAAの用語集¹⁵⁾ではアーカイブズ資料とそれを収める保存機関との関係性において、組織 (institutionalあるいはin-house) と収集 (collecting) の二者を示す。本稿では組織に由来するものを範囲とし、上記cに挙げられるような、取得した資料は考察の対象とはしない。

以下、日本でのミュージアム・アーカイブズの事例を、美術館に焦点を絞り検証する。米国と日本では設置、運営事情は異なるが、日本の博物館法に表される定義¹⁶⁾

歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等に関する資料を収集し、保管（育成を含む。以下同じ。）し、展示して教育的配慮の下に一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するために必要な事業を行い、あわせてこれらの資料に関する調査研究をすることを目的とする機関（後略）

は両国のミュージアムに通底するものである。よって、このガイドラインを参照軸として用いる¹⁷⁾。

同書で建築記録は、ミュージアムの設備維持に活用されるばかりでなく、ランドマークとしての役割を果たすことも多いミュージアムを対象とした調査研究の材料にもなることが指摘される。

15—“A Glossary of Archival and Records Terminology”, Society of American Archivists, <https://www2.archivists.org/glossary>

16—博物館法第二条（定義）。

日本は、1946年に設置された世界国際博物館会議（International Council of Museums: ICOM）に1952年加盟した。2019年9月、年次大会が京都で開催され、ミュージアムの定義変更が計画される。

“ICOM announces the alternative museum definition that will be subject to a vote”, International Council of Museums,

<https://icom.museum/en/news/icom-announces-the-alternative-museum-definition-that-will-be-subject-to-a-vote/>

17—1926（大正15）年開館の東京都美術館は、リニューアルオープンを企図して長期休館に入った2010年

4 検証対象とする機関の概要

ここでは検証の対象として、開館70年を目前とする3つの美術館を選び、概要を示す¹⁸⁾。

4.1 神奈川県立近代美術館

神奈川県立近代美術館は、1951（昭和26）年11月に神奈川県鎌倉に誕生した。神奈川県知事内山岩太郎に対して美術館設立の声があがり、1949年に伊東深水、鏑木清方、前田青邨、有島生馬、安井曾太郎、高橋誠一郎、矢代幸雄ら美術家、学者、評論家が集まって神奈川県美術家懇談会が結成された。翌年、建設費予算が可決され、建築に際しては指名コンペを開催して坂倉準三の案が採用となった。何回かの改修を経て、1966年には隣接して展示ならびに収蔵を目的とした棟を新設し、開館当初の棟を本館、一方これを新館とした¹⁹⁾。開館当初は皆無であった収蔵品の保管庫と常設展示スペースを確保することを目的に、新たな施設の建設が求められた。設計は前川國男建築事務所出身の大高正人があたり、1984年に開館、翌年に建築業協会賞²⁰⁾を受けた。本館がある鶴岡八幡宮とは徒歩圏内に位置し、新営したものを別館と呼称する。本館と新館は、鶴岡八幡宮境内の借地に建つことから県下で代替地を検討し、かつて高松宮家葉山別邸があった地に2003（平成15）年、葉山館が開設した。

1999年にはDOCOMOMO Japan²¹⁾より、鎌倉館本館ならびに新館が日本の近代建築20

度に、ミュージアム・アーカイブズ構築を目的とした調査研究を実施した。同報告では、SAA策定のミュージアム・アーカイブズ・ガイドライン、注11でも言及した*Museum Archives: An Introduction: 2nd edition*を輪読したほか、館の歴史資料の整理・保管、外部での所在調査、オーラル・ヒストリー、資料調査の取り組みなどへの着手を述べる。

佐々木秀彦、川越仁恵「ミュージアムアーカイブズの構築に向けて」、『東京都美術館紀要』No. 20、2014年、28-36頁

18— 本章執筆は、各館のウェブサイトのほか、以下の図書を参考にした。

神奈川県立近代美術館 <http://www.moma.pref.kanagawa.jp/>

神奈川県立近代美術館編『鎌倉からはじまった。「神奈川県立近代美術館 鎌倉」の65年』、Echelle-1、2016年

ブリヂストン美術館（アーティゾン美術館） <https://www.artizon.museum/>

『コレクター石橋正二郎』、石橋財団ブリヂストン美術館、石橋財団石橋美術館、2002年

石橋財団ブリヂストン美術館編『ブリヂストン美術館50年史1952-2002』、石橋財団ブリヂストン美術館、2003年

『PASSION—石橋正二郎生誕120年を記念して』、石橋財団石橋美術館、2009年

東京国立近代美術館 <https://www.momat.go.jp/>

『東京国立近代美術館60年史』、東京国立近代美術館、2012年

19— 設計者は本館と同じく、坂倉準三である。耐震性を理由に2007年、新館での作品公開を停止した。

20— <https://www.nikkenren.com/kenchiku/bcs/detail.html?r=w&ci=357>

「優秀な建築物をつくり出すためには、デザインだけでなく施工技術も重要であり、建築主、設計者、施工者の三者による理解と協力が必要である」という理念のもと、建築業協会（Building Contractors Society: BCS）が1960年に創設した賞。協会再編に伴い、2011年から日本建設業連合会が表彰活動を継承する。

21— <http://www.docomomojapan.com/>

ドコモモ（Documentation and Conservation of buildings, sites and neighborhoods of the Modern Movement: DOCOMOMO）とは、モダン・ムーブメントにかかわる建物と環境形成の記録調査および保存を目

選に認定され、さらには2016年11月には本館が神奈川県指定重要文化財（建造物）となるなど、建造物としての評価も高い。借地契約期間が満了することから、2015年度末をもって本館の活動を終了。指定物件となった本館は譲渡することとして、鶴岡八幡宮へ借地を返還した。鎌倉館、鎌倉別館、葉山館という3つの館で構成されていた神奈川県立近代美術館は2015年度末で鎌倉館が終了、鎌倉別館は2017年9月より設備更新を目的として休館となり、一時期葉山館のみでの運営となる。2019年には、鶴岡八幡宮による耐震工事が終了して、かつての鎌倉館本館は鎌倉文華館²²⁾として新たな歩みを始め、鎌倉別館は同年秋に再開を予定している。

4.2 ブリヂストン美術館

1952年1月、東京都京橋にブリヂストン美術館が開館した。福岡県久留米に生まれた石橋正二郎は家業の仕立物屋を継ぎ、底にゴムを貼った地下足袋の成功から発展して、国産タイヤの製造に乗り出す。1931年に久留米でブリヂストンタイヤ株式会社を設立、1937年には東京に本社を移し、戦時中は軍需会社の指定も受けた。美術品収集は、高等小学校時代に指導を受けた画家坂本繁二郎からの勧めで、同郷の夭折した画家青木繁などの作品購入を戦前より始める。1950年、グッドイヤー社の招きを受けて、ひと月以上に及び渡米した折には、主たる目的は同社との技術提携交渉であったが、仕事の合間に各地で美術館を訪問した。同行した一行の中には建築家平田重雄があり、本社ビル内に美術館を設置する可能性を検討させる。そして同年起工し、1952年に落成したブリヂストンビルの2階に美術館が開館した。株式会社創立25周年を迎えた1956年4月には財団法人石橋財団を設立して、ブリヂストン美術館の運営を財団による事業とした²³⁾。美術館の開館当初、その所蔵品は石橋正二郎個人によるものであったが、1961年にはその大多数が財団に移された。加えて財団設立と同月に、故郷久留米に石橋文化センターを創設して久留米市に寄付し、その中核となる施設の一つが石橋美術館であった²⁴⁾。1977年以降は石橋財団が、東京と久留米の二つの美術館を運営する。

ブリヂストン美術館は1969年に増改築を実施し、1999年には内装に大規模なリニューアルを施したが、ビルの1フロアという制約は解消しがたい。そこで2015年よりビル建て替

的として、1988年に設立された国際学術組織である。日本では、DOCOMOMO本部からの支部設立の要請のもと、1998年より日本建築学会内にワーキンググループを設けて、20件の選定作業を開始した。2000年、神奈川県立近代美術館と文化遺産としてのモダニズム建築展実行委員会が主催し、本館彫刻室と新館を会場とした展覧会「文化遺産としてのモダニズム建築展 DOCOMOMO20選」が開かれた。

22——<https://tsurugaokamuseum.jp/>

23——<http://www.ishibashi-foundation.or.jp/>

財団法人石橋財団は、2012年に公益法人となる。

24——<https://www.ishibashi-bunka.jp/>

開園以後施設が拡充し、2016年には石橋正二郎記念館が誕生している。2014年、石橋美術館の運営が財団から久留米市へ返還と発表され、2016年10月に久留米市美術館と名称変更した。なお、財団法人創設、石橋文化センター開園の翌月にあたる1961年5月に、ブリヂストンタイヤ株式会社の株式が公開され、正二郎は同年の長者番付けで一位となった。

え工事を行い、2019年7月にミュージアムタワー京橋が竣工した。展示室は3フロアに渡り、展示面積が倍増される。名称をアーティゾン美術館²⁵⁾と改め、2020年1月に開館の運びである。

4.3 東京国立近代美術館

ブリヂストン美術館に後れることおよそ一年、大通りを1本隔てただけの至近距離に1952年12月開館したのが東京国立近代美術館である²⁶⁾。戦前より国立の美術館設立の要望はあったものの、主権を回復した吉田茂政権下での開館となった。決定から実現に至るまでの期間はわずか1年あまりで、1952年3月映画会社の日活本社社屋を購入、それを建築家前川國男に改装させての始まりである。隣地購入などたびたび増改築を行ったが、コレクションを収蔵、展示する機能の拡充が求められた。他への移転が検討されるなか、1967年に石橋正二郎が建設寄付を申し出たことで北の丸公園への新築移転が叶い、1969年谷口吉郎設計により竣工した。吹き抜けのある開放的な構造であったが、開館50周年を機とした2002年の耐震補強工事により大空間は失われた²⁷⁾。開館以来事業課普及広報係が行っていたフィルム・ライブラリー事業を担う組織として、1969年フィルムセンターが設置され、翌年京橋に東京国立近代美術館フィルムセンターが開館した。数年に及ぶ建て替え工事を経て、1995年には芦原義信設計の新たな施設が開館し、7階では映画ばかりでなく、写真、デザインの展示も行われた²⁸⁾。また閣議了解のもと、北の丸公園に所在する旧近衛師団司令部庁舎が1973年に重要文化財(建造物)に指定され、文化財保存修理工事が着工。1977年には新たに工芸課が設けられて、東京国立近代美術館工芸館が開館した。新設された和室などの展示室は谷口吉郎の手による。こうして東京国立近代美術館は本館、フィルムセンター、工芸館による3館体制となり、1979年度以降は管理部門のほか4課で運営された²⁹⁾。

2001年、独立行政法人国立美術館³⁰⁾が発足してその一機関となる。2018年4月、フィルムセンターは東京国立近代美術館より独立して、国立映画アーカイブとなった³¹⁾。工芸館

25—「アーティゾンARTIZON」とは、「ART」(アート)と「HORIZON」(ホライゾン:地平)を組み合わせた造語。

“コンセプト”、アーティゾン美術館、<https://www.artizon.museum/concept/>

26—開館時の名称は国立近代美術館である。1963年に京都分館が誕生、1967年にそれが別機関として独立したことにより、東京国立近代美術館と改称した。

27—開館さらに増改築に対して、建築業協会賞を2度受賞する。

<https://www.nikkenren.com/kenchiku/bcs/detail.html?r=w&ci=134>

<https://www.nikkenren.com/kenchiku/bcs/detail.html?r=w&ci=734>

28—2002年以降はもっぱら映画関係の展示施設とされた。

29—企画・資料課が2001年度に企画課へと名称変更あるものの、美術課、フィルムセンター、工芸課の4つである。

30—<http://www.artmuseums.go.jp/>

東京国立近代美術館、京都国立近代美術館、国立西洋美術館、国立国際美術館、国立新美術館の5美術館が傘下であり、その本部は東京国立近代美術館にある。

31—<https://www.nfaj.go.jp/>

は2020年に石川県金沢に移転開館することが発表され、2019年度をもって工芸館の東京での展示活動は終わる。

4.4 検証対象とする3機関の比較

対象とするのは、1951年とその翌年、東京、神奈川の二都県に相次いで開館した美術館である。戦後草創期で美術館の数も少なく、「初の」公立近代美術館、国立美術館と位置付けられる。開館当時の『日本美術年鑑』を見ると、列記される美術観覧施設77館のうち、名称に「近代」と冠するないし近代美術を陳列とあるのはこの3美術館ばかりであった³²⁾。また3館の誕生について、

戦後の日本の美術館の歴史は、当館設立の時期に始まると自負しておりますとブリヂストン美術館がその周年史の冒頭に記した³³⁾ように、3館の変遷を示す記録は戦後日本の美術館研究に不可欠である。

3者の共通点としては、始まりは一つの館であったが、分館の誕生、閉館など、施設の増減を経験する。加えてニューヨーク近代美術館にいずれも範をとる³⁴⁾。また、全国美術館会議³⁵⁾の加盟館である。相違点としては、開館時点での3者の設置母体は、県、個人、国と異なる³⁶⁾。石橋の個人コレクション100点余りを開館記念展に出陳したブリヂストン美術館とは異なり、県立、国立ともにコレクションはゼロからのスタートであった。現時点で石橋財団の収蔵概数は3,200点あまりとされる一方、県立、国立はともに10,000を超える³⁷⁾。国宝、重要文化財といった国の指定物件をコレクションの尺度とすると、石橋財団

国立映画アーカイブは独立行政法人国立美術館の6番目の機関となる。

32——東京文化財研究所美術部編『日本美術年鑑』、1954年

33——「はじめに」、石橋財団ブリヂストン美術館編『ブリヂストン美術館50年史1952-2002』、石橋財団ブリヂストン美術館、2003年、〔ノンブル無し〕

34——神奈川県立近代美術館ならびに東京国立近代美術館については

大坪健二『アルフレッド・バーとニューヨーク近代美術館の誕生』、三元社、2012年、28-30頁

また1950年、石橋渡米時の見学先の一つが、ニューヨーク近代美術館であった。

35——<http://www.zenbi.jp/index.php>

1952年に設立された全国美術館会議は、美術館の使命を実現する活動を支援するため、美術館相互の連絡及び提携を図ることを目的とする。2019年6月現在、正会員394館（国立10館、公立249館、私立135館）ほかで構成される。また注1で言及した「美術関係アーカイブズ資料所在調査」は、全国美術館会議によるものである。

36——東京国立近代美術館は1952年の開館時は文部省所轄機関であり、文部省設置法に位置づけられる。その後1968年の文部省設置法の改正により新設された文化庁附属機関の時期を経て、2001年以降は独立行政法人国立美術館法に基づく。神奈川県立近代美術館は、1951年制定の神奈川県立近代美術館条例による。

37——収蔵規模の把握が目的であり、比較の対象となる単位（点、件）、また時期ともに不統一である。

東京国立近代美術館は京都分館（1963年）、フィルムセンター（1969年）、工芸館（1977年）などの誕生により、そのコレクションは分岐成長している。また文部省、文化庁といった国立機関からの管理換、1964年には東京国立博物館とは相互に管理換を行うなど、収蔵数は増加の一方ばかりではない。1970年にはアメリカから戦争記録画153点を永久貸与されるといった、国としての返還事業の受け皿でもある。ここで比較対象とした数値は、寄託品ならびに工芸館の収蔵数を除外している。

2019年、東京国立近代美術館ギャラリー4を会場として、「イメージコレクター・杉浦非水展」が開かれた。三越のポスターでも知られる杉浦非水旧蔵資料により、その創造の源泉をたどろうとする企画意図で、海外

は国宝1点、重要文化財7点、東京国立近代美術館は重要文化財を13点収蔵する³⁸⁾。

5 3機関に共通してみられるミュージアム・アーカイブズの萌芽

上述の通り、本稿では組織活動由来のアーカイブズ資料に焦点をあて、ガイドラインで示された種類のうちの二つに基づき検討する。ただしここでいうアーカイブズとは、実在していること、外部研究者がアクセス可能であるものに限らず、美術館の活動からその背後にアーカイブズがあることが伺われる事象をも含める。またその多様性を明らかにすることを目的とし、網羅的なものではない。

5.1 組織の記録

ミュージアムによって作成された刊行物をミュージアム・アーカイブズと見なすのであれば、刊行物といった図書を管理する図書室は、アーカイブズとは異なる原則、専門職で運営されていようと、ミュージアム・アーカイブズの機能を果たしているといえよう。公刊資料を取りそろえ、他からの検証を可能とする図書室の役割は重要である。展覧会カタログなどは一般図書とは異なり、入手しにくいものも多く、国立国会図書館に所蔵されているとも限らない。外部の利用者を受け入れる美術館付属図書室の存在は希少であり、複数機関が連携して蔵書を横断検索できる体制をとっている³⁹⁾。検証対象とした3美術館はみな2000年以降、内部利用にとどまらない図書室を設置した⁴⁰⁾。3館はいずれも自館の蔵書目録OPACをウェブサイト上で公開しており、実物にアクセスしなくともその広がり

雑誌やスクラップブック、16ミリフィルムなどが初公開された。出品作の所蔵者は、東京国立近代美術館、国立映画アーカイブ、愛知県美術館の3機関で、カタログには東京国立近代美術館工芸課資料室編纂の旧蔵書一覧もあわせて記載される。1990年代後半以降、非水の作品の及び資料は遺族により、東京国立近代美術館、愛知県美術館、宇都宮美術館の3機関へ分割された。東京国立近代美術館は1997年に受贈し、このうち16ミリと9.5ミリフィルムは資料の特性上、フィルムセンター（のちの国立映画アーカイブ）管理とされた。アーティストの創作活動を通じて生み出されるアーカイブズのみならず、アーカイブズまたコレクションがいかに分散されるかという側面においても、示唆に富む機会であった。

中尾優衣「イメージコレクターとしての杉浦非水—図案制作における「資料」の意義」、『イメージコレクター・杉浦非水展』、東京国立近代美術館、2019年、172-179頁

38—“国指定文化財等データベース”、文化庁、

https://kunishitei.bunka.go.jp/bsys/index_pc.asp

東京国立近代美術館については注37同様、寄託品ならびに工芸館収蔵作品は省く。神奈川県立近代美術館は国指定物件をもたない。

39—美術図書館連絡会（Art Libraries' Consortium：ALC）とは、美術および関連分野の調査研究を支援するため、日本国内に所在する研究資源へのアクセス向上を図る図書館コンソーシアム。2004年、3美術館により発足し、東京国立近代美術館、神奈川県立近代美術館の他、加盟館はこれまで東京都と神奈川県のみであったが、新加入に国立国際美術館（大阪府）があり、2019年4月時点で12館まで広がる。

“美術図書館連絡会（ALC）について”、美術図書館連絡会、

<https://alc.opac.jp/search/help/about.html>

40—東京国立近代美術館はリニューアル（2002年）、また神奈川県立近代美術館は葉山館開館（2003年）を機とする。石橋財団アートリサーチセンターが2015年東京都町田市に設立され、2017年からライブラリーでは館外の研究者に対して事前予約制による資料公開を始めた。

は体感できる。OPACで自館刊行物を厳密に抽出することは難しいが、試みに検索してみると、神奈川県立近代美術館1,432件、ブリヂストン美術館304件、東京国立近代美術館334件となった⁴¹⁾。

図書には、自館の紹介ばかりでなく、美術の歴史を叙述するものもある。美術館でも年史が編まれることもあるが、社史同様、非売品であることも多いことから刊行の実態はつかみにくい⁴²⁾。単年度の記録である年報や研究報告を定期的に刊行する館もある。またそれぞれ工夫を凝らすのがニュースレターであり、書き手も館内ばかりではない⁴³⁾。

展覧会の内容に注目してみよう。館ゆかりの人物を題材とする展覧会⁴⁴⁾の場合、開催準備を通じて自館資料の整理、活用が図られるほか、外部にある関連資料の調査をも経て、情報を取捨選択して展覧会という形式をとり公表する。会期中には、イベント開催また来館者よりさらなる気づきを得て、情報の厚みを増していく。展覧会開催がすなわちカタログの発行とはならず、告知媒体であるチラシ類、来館者への手引きとしての出品目録、開催記録としての年報なども発行される。カタログが刊行される場合は、論文のほかに年表や文献収録などにより資料性が高いのか、図版が主体となっているのかによって、ページ数ばかりでない情報量の多寡が表れる。美術館の活動期間が長くなると、特定の作家は複数回、回顧展が開催されることもある。そこでは担当者の個人的な知見ばかりではなく、その館ならではの蓄積反映の可能性もある⁴⁵⁾。近年、美術館が行う活動には、展覧会ばかりではないイベントや教育普及事業も増えている。また資料を収集し、保管するという美

41——各館でOPACの検索項目が異なり、神奈川県立近代美術館はキーワード、ブリヂストン美術館と東京国立近代美術館は件名に各々の名称で検索した。結果、各館に取材した図書や雑誌、クリッピング記事など、抽出範囲が広い。一方、出版者で検索すると、実質的には自館刊行物であるが、他者発行による図書や展覧会カタログが含まれなくなる。各館図書室では自館刊行物管理の道具として請求記号をそれぞれ設けていると思われ、より正確な結果が得られるだろう。

42——注18に挙げた刊行物の他に、図書ばかりでなくカタログなども含めた、年史に類する刊行物の実績を以下に挙げる。

神奈川県立近代美術館

『神奈川県立近代美術館30年の歩み——資料・展覧会総目録 1951-1981』、神奈川県立近代美術館、1982年

『神奈川県立近代美術館40年の歩み展1951-1991』、神奈川県立近代美術館、1991年

神奈川県立近代美術館編『小さな箱——鎌倉近代美術館の50年1951-2001』、求龍堂、2001年

ブリヂストン美術館

石橋財団ブリヂストン美術館編『石橋正二郎とブリヂストン美術館』、ブリヂストン美術館、2012年

東京国立近代美術館

『東京国立近代美術館30年の歩み 1952-1982』、東京国立近代美術館、1982年

43——開館60周年の際、創刊60年近い歴史を誇る『現代の眼』の副産物として、『美術家たちの証言 東京国立近代美術館ニュース『現代の眼』選集』が編まれた。神奈川県立近代美術館には、美術館ニュース『たいせつな風景』がある。

44——建築家（坂倉準三：1997年、2009年、大高正人：2017年）、デザイナー（原弘：2012年）、創設者（石橋正二郎：2002年、2009年）、館長（土方定一：2004年）など。

45——2008年、東京国立近代美術館で開催された生誕100年東山魁夷展では、1968年に同館で実施した講演会の音声記録を用いて音声ガイドを構成し、自作を語る作家の肉声を聞くことができた。

“生誕100年 東山魁夷展”、東京国立近代美術館、

<http://archive.momat.go.jp/Honkan/Higashiyama2008/index.html>

術館の性質上、空調設備の定期的な更新は必須であり、そうした折には展覧会の代わりに実施する事業もあり、それに関わる記録も生じる⁴⁶⁾。

5.2 コレクションにまつわる記録

コレクションに特化した自館刊行物には2種ある。代表的な収蔵作品を採り上げるコレクション選は、画集のように図版は大きくカラーで掲載され、作品の解説が付されることもある。一方所蔵品目録は、網羅的にその所蔵品を掲載しようとする。目録刊行の基盤となるのは資料台帳であり、すなわちコレクションにまつわる記録に他ならない。その整備状況は館種により異なることが指摘され、「美術」は達成度が高い⁴⁷⁾。所蔵品目録の巻頭では掲載事項⁴⁸⁾を凡例に示し、個々の作品についてそのデータを収録することが主目的である。図版は必ずしも掲載されず、あったとしても小さい。所蔵品目録を参照して作品の貸出依頼を行う時など、作品を特定する個別IDが重要となるが、これはコレクション選には見られない。コレクションの数が増えると、ジャンルあるいは寄贈者別にコレクション選や目録が刊行されることもある。近年は紙媒体ばかりでなく、ウェブサイトでも所蔵作品の情報が公開され、3館いずれも実施している。紙と比べてウェブでは、更新の頻度、記載項目などに自由度を増す⁴⁹⁾。図版掲載にあたっては、著作権の複製権に加え、公衆送

46—ブリヂストン美術館は、ビル建て替え工事により活動の拠点を失ったが、工事開始と相前後して開設したアートリサーチセンターを場として2017年以降、ワークショップ、レクチャーやスクールプログラムを行っている。その開催記録は、ウェブ上で公開される。

“ラーニングプログラム”、石橋財団アートリサーチセンター、

https://www.artizon.museum/arc/learning_program/

東京国立近代美術館は開館60周年を迎えた2012年夏に、所蔵品ギャラリーの改装を実施した。その間、工事の対象外となった企画展ギャラリーを場として、パフォーマンス・イベント「14の夕べ」が催された。出演者との事前のやりとり、当日の配布物、記録音源の書き起こしなどを収録した図書『ドキュメント14の夕べ』は、「パフォーマンスを記録することの可能性」を意図した。

47—日本博物館協会編『平成25年度博物館総合調査に関する報告書』、2017年、75頁

<https://www.j-muse.or.jp/02program/pdf/H25%20sougoutyousa.pdf>

日本博物館協会では注2に示した通り、館種を10に分類し、このうち「美術」ではおよそ7割の館が「ほとんどすべて」を登録と回答しているが、資料台帳を作成していない館が3割を超える館種に「動水植」、「理工」、「水族館」、「植物園」がある。

48—例えば、2007年に刊行された『神奈川県立近代美術館 所蔵作品総目録 (1991-2005)』はその凡例で、範囲、分野、掲載順について断りの上、作品に関する記載事項として作家名、生没年、作品名、制作年、材質・技法、寸法など15項目を列記する。

49—前掲の『神奈川県立近代美術館 所蔵作品総目録 (1991-2005)』は、1991年刊行の『神奈川県立近代美術館 所蔵作品総目録 (1982-1991)』の後継書として編纂された。15年ぶりの刊行であり、収録範囲とした2005年度以後、編集に1年以上を要す。

独立行政法人国立美術館は、傘下の東京国立近代美術館、京都国立近代美術館、国立西洋美術館、国立国際美術館の4館が所蔵する作品について、「独立行政法人国立美術館所蔵作品総合目録検索システム」を設け、履歴からおおよそ年ごととなる更新頻度とその内容が分かる。

<http://search.artmuseums.go.jp/>

2018年より同検索システム上で、研究成果でもある所蔵作品の歴史情報(来歴、展覧会歴、参考文献)の公開が始まった。

“国立美術館の資料情報の充実と公開が進みます!”、東京国立近代美術館、

https://www.momtat.go.jp/am/joho_kokai_20181103/

信権等に注意を払う必要が生じる。

展覧会などの機会に他機関に貸し出すのは作品ばかりでなく、広報物やカタログ制作を目的としてその画像を伴うこともある。また教科書などへの図版掲載のため、作品を伴わない画像のみの貸出依頼もある。こうした貸出依頼の成果物として、他機関が発行したものを収受することから、自館ばかりでない刊行物もミュージアム・アーカイブズに含まれよう。他機関による利用については貸出依頼、また自館が図版を刊行物掲載、ウェブ掲出する場合には、必要に応じて著作権許諾の文書が発生する。

コレクションへの収蔵を機に展覧会が開催されることもあれば、展覧会を機に収蔵されることもあり、展覧会開催は情報集積の契機となる。コレクションについて恒常的な取り組みがミュージアム・アーカイブズとなり、それが展覧会の企画に結びつくこともある⁵⁰⁾。1962年パリ国立近代美術館で、「東京石橋コレクション所蔵フランス絵画展」が開かれた。ブリヂストン美術館は開館60周年を迎えた2012年にこの展覧会を、企画展「パリへ渡った「石橋コレクション」一九六二年、春」としてよみがえらせた。こうした展覧会の再現にも、ミュージアム・アーカイブズが働いていよう⁵¹⁾。

6 むすびに

これまで3美術館での事例に基づき、さまざまな種類のアーカイブズ資料がミュージアム活動の中で生まれ、活用されている可能性を明らかにした。図1で示した通り、ミュージアム・アーカイブズ・ガイドラインでは、ミュージアムによって作成された刊行物をもミュージアム・アーカイブズと見なしている。SAAの入門書で指摘される通り、ミュージアムに存在する情報管理の専門職に司書もあり、長い伝統をもつ。日本のミュージアムでは、司書が必ずいるとは言えない現状であるが、先行する機能としてアーキビストを補完する役割を事実上果たしている。とはいえ刊行物には該当せず、唯一無二かつ集合的な記述を要する文書は、図書と同様の整理では不都合が生じる。近年はミュージアムでも、ウェブサイトを紹介して情報発信が盛んに行われている。開催中の展覧会ばかりでなく、所

50—東京国立近代美術館では2005年以来、コレクション展で作家が自作の前で語る「アーティスト・トーク」という取り組みを行っている。これは映像に記録され、同館のアートライブラリで視聴することもできる。2013年に開催された「プレイバック・アーティスト・トーク展」では、「アーティスト・トーク」の記録映像を編集して、作品とともに展示した。

“プレイバック・アーティスト・トーク”、東京国立近代美術館、

http://archive.momat.go.jp/Honkan/Playback_Artist_Talks/index.html

51—1962年、パリで石橋コレクションとして出品された作品は約50点というが、半世紀が過ぎた2012年時点ではその全てが収蔵されてはいない。こうした収蔵品の所在の変化を明らかにするとともに、かつての印刷物、記録写真や映像も展示した。しかしながら現時点では、ブリヂストン美術館改めアーティゾン美術館でのウェブサイトではこうした詳細を知ることができないため、同展覧会のプレスプレビューに参加したプログラマーの記事を参照した。

はろるど、“「パリへ渡った 石橋コレクション 1962年、春」ブリヂストン美術館”、

<https://blog.goo.ne.jp/harold1234/e/3b0b9a8471ede83e8d122f5f064e77fb>

蔵する作品や図書、過去の事績の情報源として、一覧を示すばかりではなく、検索を可能とするデータベースの機能を備えるものもある。現在の日本ではミュージアム・アーカイブズは未成熟であることから、その一役をウェブサイトが担う場面もあるが、刊行物のように情報は固定されず、サイトの改変などにより入手不可能な状況も容易に起こりうることから、ウェブサイトでは情報の信頼性が担保されない⁵²⁾。

事業終了後間もなく刊行される年報編集の時点では、手近なものとして一次資料たる文書は存在しているのであろう。はたして周年史編纂といった年月を経た振り返りの場面で、根拠となる文書が残存しているのか。一次資料にあたることは不可能であり、単に過去の文言の焼き直しに過ぎないのかは、外からはうかがいしれない。ガイドラインでミュージアム・アーカイブズと定義される

管理、法定、財政、研究といった観点において、長期的かつ永久に価値をもつ非現用の記録

への関心は低く、周年、建て替えといったいわば非常事態に直面した際に、展覧会の資料整理などに取り組もうとする⁵³⁾。こうした折に自館資料に光はあたるものの、偶然残っていたものにすぎず、そこから一貫した記録管理へと結びつけることはハードルが高い。職員の意識の高まりを維持、共有、連鎖し、経験やノウハウを伝播して、日常業務の枠組みに取り込むことが求められる。

日本博物館協会は2012年に、「博物館関係者の行動規範」を制定した⁵⁴⁾。これは、「ICOM職業倫理規程 (ICOM Code of Ethics for Museums)」(2004年)に倣い、博物館法、文部科学省による「博物館の設置及び運営上の望ましい基準」にある理念などをも反映する。そこには「行動規範4：経営」があり、法規にしたがい説明責任を果たす必要を述べ、情報公開、文書管理、記録管理が言及される。2019年最高裁判所は、ミュージアムでの展示内容の変更に伴う文書公開請求を、非公開と回答したことは違法として大阪府と大阪市にそれぞれ賠償を命じた二審・大阪高等裁判所の判決を確定した⁵⁵⁾。この裁判事例はミュージアムが文書を適切に作成、保存、情報公開することに対し、警鐘を鳴らす⁵⁶⁾。

52—ブリヂストン美術館は2019年7月にウェブサイトを刷新したことから、開館以来のレクチャーシリーズである土曜講座など、かつての事績がみられない状況にある。事業継承のさまをウェブサイト上で対外的に示すことも今後の課題である。

53—佐藤剛志「長期休館中の美術館 実は多忙な学芸員、何しているの?」、『朝日新聞DIGITAL』、2018年12月20日

改修工事中の愛知県美術館の活動を取材した記事の中で、開館25周年を迎えてこれまでの展覧会資料を、一定の基準で整理して活用できるような体制を整えたいと副館長が抱負を述べる。

54—『美術館の原則と美術関係者の行動指針』、全国美術館会議、2017年を参照した。

全国美術館会議は、先行する「ICOM職業倫理規程」ならびに日本博物館協会「博物館関係者の行動規範」に準拠して、「美術館の原則と美術関係者の行動指針」を採択した。このうち「行動指針11：法令・規範・倫理の遵守」では、関係法令の遵守とあるばかりで例示されない。

55—「ピースおおさか」(大阪府)に対する裁判事例で、同機関は公益財団法人大阪国際平和センターが設置、財団の基本財産は大阪府、大阪市が同額を出捐する。

56—前掲「ミュージアムアーカイブズの構築に向けて」ではミュージアム・アーカイブズ構築に際しての構造的な問題として、「人手不足、記録管理・アーカイブ概念の未成熟、当事者 (=アーカイブズ担当) の

本稿では、SAAが制定するミュージアム・アーカイブズ・ガイドラインに則り、日本においても、組織活動に起因するミュージアム・アーカイブズの萌芽を確認することができた。これは筆者の私見によるものであり、実際にそうと認識するかは、各館の判断に委ねられる。たまたま残った結果がすなわちミュージアム・アーカイブズというのではなく、恣意的ではない首尾一貫した判断基準をもち、ICAの定義に立ち返れば、文書すなわち記録管理も射程に収める必要がある。ミュージアム・アーカイブズをもつということが最終的な目的ではなく、利活用を可能とする環境整備が求められる。それには公文書管理法、著作権法など日本の法制度を理解、かつ遵守することが必要前提条件である。こうした積み重ねにより、ミュージアム・アーカイブズの芽は日本の土壌でも健やかに成長、発展することだろう。

不在、制度上の問題」の4つを挙げる。現実に即した率直な見解であるのかもしれないが、指定管理者として東京都美術館を管理運営し、基本財産の一部を東京都が出捐した公益財団法人東京都歴史文化財団に所属する者としては、公文書管理の軽視が垣間見える。